

令和7年3月26日

領事メール

【件名】

【大使館からのお知らせ】在外公館で旅券及び証明を申請する際の戸籍謄（抄）本の提出について

【ポイント】

3月24日より、在外公館での旅券及び証明の申請において、「戸籍電子証明書提供用識別符号」の利用が可能となっております。

【本文】

1 令和7年3月24日から、外務省と法務省間で戸籍情報のシステム連携が開始されております。

2 これにより、旅券の申請及び戸籍謄本の提出を必要とする証明の申請（例：パスポートの新規申請や婚姻証明など）において、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口に提示することにより、在外公館側で戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となるため、紙の戸籍謄（抄）本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）です。マイナポータル上（無料）又は市町村窓口（有料）で取得できます。「符号」の取得に関する詳細は市町村のHP等でご確認ください。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、以下のサイトをご覧ください。
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

3 「オンライン在留届（ORRネット）」から旅券及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した符号を申請画面で入力することにより、戸籍電子証明書をオンラインで提出できます。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

（参考）

●旅券のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

●証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスに自動的に配信されております。

在サウジアラビア日本国大使館領事班

TEL : 011-488-1100

FAX : 011-488-0189

E-mail : consular-sec@rd.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ksa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html